

ROSEリポジトリいばらき（茨城大学学術情報リポジトリ）

| | |
|------------|---|
| Title | 新井章先生の「残された課題」(中田直人・新井章教授退官記念号) |
| Author(s) | 田村. 武夫 |
| Citation | 茨城大学政経学会雑誌(65): 5-10 |
| Issue Date | 1996-03 |
| URL | http://hdl.handle.net/10109/9614 |
| Rights | |

このリポジトリに収録されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作権者に帰属します。引用、転載、複製等される場合は、著作権法を遵守してください。

お問合せ先

茨城大学学術企画部学術情報課（図書館） 情報支援係
<http://www.lib.ibaraki.ac.jp/toiawase/toiawase.html>

新井 章先生の「残された課題」

田 村 武 夫

新井先生は、1949年7月に大学入学という戦後の新制大学1期生である。在学中に司法試験を合格され1956年4月弁護士登録をされてから1991年10月本学に赴任されるまでの35年余、幾多の訴訟事件・裁判活動に従事されてきた。なかでも特筆すべきは、米軍基地拡張をめぐる砂川事件訴訟、戦後の社会保障裁判の嚆矢となる朝日生存権訴訟、教員への勤務評定導入の是非を争点とする日教組勤評訴訟、公務員の労働争議禁止法制の違憲訴訟、家永教科書検定訴訟など戦後日本における重要な憲法裁判に弁護団の一員として参加され、訴訟遂行上の実務処理はもちろん、憲法争訟の司法審査の在り方論、憲法条規の解釈論、裁判運動論など特殊な性格をもつ憲法訴訟の理論活動においても並々ならぬ活躍をされてきたということである。かかる憲法裁判活動の軌跡は1977年に発行された先生の著書、『体験的憲法裁判史』（1992年に同じ書名で岩波書店より復刊）に詳述されている。

1991年10月茨城大学人文学部社会科学科に「社会科学方法論」担当教授として赴任され、今年96年3月定年退官されるまでの4年半、その豊富な社会的政治的紛争解決の実践に裏付けられた、現代社会に対する成熟した知見をもって教育研究活動に傾注されてこられた。誰からもその温厚な人柄のうちに秘めたる情熱——旺盛な正義感情、社会的弱者への熱い慈愛心、人権救済への飽くなき追求——、強靱な憲法擁護の精神の持ち主と評されている先生の感性・思想はどこに淵源があるのだろうか？ それは、新井先生の《人と業績》を紹介する本稿の解明すべき焦点的課題でもあり、また先生の周辺にいるものにとっても実に興味深い謎である。

まずは、先生の感性・精神・資質を窺うことのできる卑近な事例からのべてみよう。

憲法訴訟弁護士の第一人者のひとりと衆目一致して称賛する輝ける世界——本人は“修羅場”と評しているが——から、“研究の府”——先生が赴任に際して心秘かに描いた大学とそこでの自身の生活のイメージである——に位置転換され、自身の法廷実践を含めて戦後日本における「憲法訴訟・憲法裁判運動」の理論的総括という研究目的を抱いて踏みだされた大学生活には、予想以上の悪戦苦闘がまっていた。教育の責苦である。

先生の担当された基本的授業科目「社会科学方法論」は、1975年度の学科改組（経済学科から社会科学科へ）の指導理念：「専門を基礎とした総合化」を象徴する新設科目で、「社会史」とともに必修科目とされて「社会諸科学の総合化」の任務を負わされていた。かかる抽象的かつ高邁な位置づけは担当者にはやがおうでも重荷を課する。「社会科学方法論」を独立の研究領域として専攻する研究者養成の課程はわが国にはいかなる大学院にもないし、そもそも該名称の講座・学科目を擁する大学もないであろう。伝統的な個別専攻領域での学問的蓄積を経て例外的に個人の関心・動機から「横出し」ないし「上乘せ」作業として「社会科学方法論」もどきに触手を伸ばすというのが実際のところである。

ならばなにゆえ成立困難な授業科目を新設したのかと詰問されてもいたしかたないが、新設当時は、また現在も、経済学、法学といった個別専攻領域の相似拡大・独立学科（学部）の展望は、学問の発展傾向（学際化・パラダイム論の隆盛）・文教政策・茨城大学の位置などから不可能で、逆

に諸学の統合・総合という試みを通じて新しい学問的地平を切り拓いていくという抱負の現われであったと答えるしかない。

とまれ、新井先生は、その率直な吐露によると本学在籍4年余の間の活動エネルギーはほとんど教育実践、それも「社会科学方法論」講義に費やされたということである。先生の「社会科学方法論」講義の全容を紹介する余裕はないので概要をとおしてその苦闘の跡を探ってみよう。

〔九五年度社会科学方法論講義資料〕と題されたプリントは、B4版36枚に及ぶ。4年余にわたる新たな—法律解釈とは異なる—分野での研鑽、とくに社会諸科学の古典をじっくり精練した結実=作品である。プリントの1枚目に「年間講義予定のあらまし」と題されて資料全体の構成が次のように記されている。

「一、はじめに—なぜ「社会科学の方法」を学か

二、「社会科学」とはなにか

「社会科学」という概念、そもそも「科学」とは、また「科学の方法」とはなにかなど

三、社会科学の発展の歴史を追って

(1)まず自然現象への科学的な探求(自然科学)の歩みはどうであったか

天文・自然・力学の場合……アリストテレス、プトレマイオス→コペルニクス、ケプラー→ガリレイ→F・ベーコン→ライブニッツ→ニュートン→……

(2)ついで人間社会の現象に対する科学的究明の努力(社会科学)はどう展開したか

ホッブス→ロック→ルソー→モンテスキュー→カント→ヘーゲル→マルクス→……～
～ヒューム→スミス→ベンサム→マルサス→リカード→……

四、社会科学の方法について

(1)「社会科学の方法」とは

人間社会の現象(経済現象・政治現象・法律現象など)に対する客観的認識の可能性とその方法

(2)経済学の方法について—カール・マルク

スの場合

(3)社会学の方法について—マックス・ヴェーバーの場合

(4)法学の方法について—オイゲン・エールリッヒの場合

(5)「社会科学の方法」論をめぐる最近の動向五、終りに

この目次につづく2頁以降には高嶋善哉、澤瀉久敬、村上陽一郎、中谷宇吉朗、H・バターフィールドらの著書、そしてホッブス、ロック、ルソー、マルクス、ヴェーバー、エールリッヒなどなどの古典を縦横に駆使して、「社会科学とは何か」という主題の解明、目的としての社会科学への誘いに全力をあげて取り組んでいる意気込みが行論からひしひしと伝わってくる。

先生は、いろんなものからの抜粋、寄せ集めなどと謙遜していたが、まさにオーソドックスなスタイルで、それゆえに既成の議論枠組みが多数あって独自のカラー・新井流「社会科学論」なるものを打ち出していくのには、先行業績の探査を含めて相当な苦労を余儀なくされたと思われるような方法で、「社会科学方法論」の講義を構築していったのである。

依頼人との信頼関係を大事にする弁護士気質のなせる業か、それとも先生の誠実かつ真摯な性格のなせる結果なのか、いずれにせよ精神的負担の重い「社会科学方法論」講義において、また、ゼミナールなどその他の教育実践においても十分なる実績を残されたことは明瞭である。

だが、他面で、弁護士から大学教員への転職はその意に反して「授業準備に追われた日々」という結果に、そして赴任に際して抱いておられた研究目的が十分満たされないまま任期を終えることになってしまったというのが先生の偽らざる気持ではないかと推察するところでもある。先生は「弁護士時代ほとんど触れられなかった経済学、社会学の古典を自学自習することができた、本命のテーマの基礎的素養を身につけるうえで大いに役に立った」と跡づけられ、それにつづいて「今後裁判運動、違憲審査の可能性などについて社会

科学的な分析をおこなう課題を追求していきたい」と、残された課題を十二分に意識した感想を率直にのべられていた。いうまでもなく、この残された課題とは、そもそも「実務経験を理論化する、法則だてて総括する」という先生自身の自己認識の課題であり、本学への赴任に際して胸中に抱いていた研究テーマであって、まさに今後余儀なく残されてしまったものなのである。

さて、先生のライフワークとなる「憲法裁判運動や憲法訴訟の可能性についての社会科学的分析」という研究課題は、巻末に掲げられている業績一覧からも明らかのように、従前の弁護士実務匆忙のなかで既に相当追求され業績も多く著されている。これらに比較的多くみられる特徴は、法廷に提出された準備書面をもとにしている — 「労働基本権保障と制約の法理」(1975)、『憲法第9条と安保・自衛隊」(1981)、『堀木訴訟運動史」(1987)、『戦後憲法裁判と憲法訴訟論」(1993) など —、あるいは、訴訟代理人としての訴訟実態・裁判運動の分析や体験記 — 「体験的憲法裁判史」(1977)、『憲法裁判史における教科書訴訟」(1984) など — といった自身の弁護士実務にかかわってのものということである。多かれ少なかれ、先生の行なう裁判事象分析には法律実務家としての特有の視点や発想、また分析の対象設定という傾向ないしは域を免れえないと考える。敢えていえばそれこそが先生の研究の特色であり持味である。この点について先生自身が次のように明示しているのが興味深い。

「『法の解釈』が解釈者の主観的価値判断であり、それは理論認識というよりはむしろ一種の社会的『実践』であるといわれたときに、法(解釈)学者が受けたであろう衝撃の大きさは、理解できないではない。それは、それまでの法学者の多くが、自らの学問研究を、個別的な紛争解決という現実的要請にもとづいてではなく自己の解釈理論の整序・体系化という理論上の要請にもとづいて、自身の主観的価値選択とまったく無関係に、客観的に法規に内在する規範的意味をさぐりあてる作業だと認識していたであろうことから、また、

自らのおかれた位置を、現実の政治社会等から一応隔絶した思弁的な世界=学会にあると考えていたであろうことから、十分に肯けることである。」「幸か不幸か、実務家は学問研究をこととせず、『法の解釈』は行なうが法解釈学を職責としないですんできたために、『法の解釈』が主観的価値判断であってそれ自体科学的認識の作用でないと言われても、したがってまた、法解釈学がそのままでは科学たりえないといわれても、一向に(?)痛痒を感じないし、また『法の解釈』は本質において『実践』であると説明されたところで、それが価値選択という一種の決断であり、また具体的な紛争解決の手がかりとなる実践的営みであることは、明確な自覚の有無に拘らずからだ=経験で知悉させられてきたところであるから、法(解釈)学者が受けたほどのショックは受けなかったのだと思われる。」「(法廷実践と『法の解釈』」、民科法律部会編『法の科学』第3号、9~10頁、以下の引用も同様)。

個別的な紛争解決という実際の要請に直面・従事している実務法曹家、とりわけ弁護士としては「いかにして自らがこととする『法の解釈』を科学的、合理的、説得的ならしめるか、『法の解釈』を恣意に流れさせないためにいかなる理論的 — 手続法上および実体法上の — 歯止めを設定できるか・・・、裁判官のもつ価値体系や価値観に、具体的な『法の解釈』論争を媒介にしてどのように働きかけることが可能か」というすぐれて《現実的、実務的》スタンスに立脚せずにはいられない客観的制約、それゆえ、同一テーマ・対象であっても実務家特有の観点や分析方法が必然的に設定されざるをえないということである。

「実務家にとっては、『法の解釈』の科学化が問題であって、法解釈学の科学化が — 少なくとも直接の — 問題」なのではないという認識、また、「法の理論的認識は法的価値判断に比べて、どうしてその学問的価値、さらにはそれを含む社会的価値において優るといえるのか。」との懐疑あるいは自負のうえで、特有のモチーフを内在させているところの研究課題、すなわち上述した

「憲法裁判運動や憲法訴訟の可能性についての社会科学的分析」という研究課題が構想されているのである。例えば、憲法裁判運動の研究の現状、その研究上の分析視角や、留意すべき論点について、先生の最新の見解ではつぎのように示されている。

「これまでの憲法学が裁判運動という実践活動に『関心を払わない』できたことについては、それは理論の問題ではないとか、科学的分析の対象としてはふさわしくないとか言って、この問題を脇に置く、そういう法学研究者のメンタリティーもかかわっているとはいえないでしょうか。」

「自らが価値判断をするとか、あるいは自らが一つの価値を掲げて現実とあい交わるということは、理論の問題からすると一歩足を踏みだす、あるいは埒を踏み外すことだ。その一歩手前で科学者は立ち止まるべきだという考え方なり雰囲気は戦後の相当期間、法学者の間に強烈にあったのではないか。それが研究者たちを通じて、いっそう現実問題とかかわるとか、実践的な姿勢で踏みだすことをためらわせてきた、一つの大きなメンタルな要因ではなかったか・・・」

「憲法裁判、ないしは憲法裁判運動というものについて社会科学的な検討・分析の努力が、日本の場合に甚だ未発達である・・・、たとえばアメリカなどでは、社会学者とか政治学者が憲法裁判ないし憲法裁判運動の — たとえば黒人の公民権運動のごときを代表的な例としてですが — 具体的な実態を十分に踏まえて分析し、問題提起をして、それに法律家が刺激を受けて憲法裁判運動の科学的な分析に参加するという流れになっている・・・。われわれの場合は法学者、特に憲法学者の間で憲法裁判ないし憲法運動についての学問的な取り組みが遅れているということはありますが学問領域を法律学だけでなく政治学、社会学にも広げた視点で、われわれの科学的研究の努力の足らなさを改めて確認し、(たとえばアメリカとの対比において) 問題提起するということが大いになされてよろしいのではないか・・・、そういう学際的な努力、とりわけ実証科学的な色合の濃い社会

学等の分野からの研究が大いに織り込まれないと、裁判運動研究の生産的な発展はわが国の場合、近々には期待できにくいのではないか・・・」(以上、「座談会 憲法裁判と運動を考える — 憲法裁判運動の歩みをふまえて」【『法と民主主義』No. 302 1995年10月号所収】における新井発言より)。

松川事件訴訟、八海事件訴訟、朝日生存権訴訟、教科書検定訴訟など法廷外に広い範囲にわたって社会的影響力をもつまでに組織された裁判運動は戦後の社会運動・民主化運動の重要な構成部分であった。これらの裁判運動の渦中にいた当事者からしてみると、裁判運動(史)論がたとえば労働運動(史)論の到達域に比べようもないほど遅れていることの無念さ、焦慮は、余人には推し量りがたいものがあるであろう。憲法裁判・憲法裁判運動の社会的意義を実証し再確認して将来に過去の遺産を引き継がんとする志向は、経験者(実務法曹家)にあつてはなおいっそう強いものであろう。そしてそれは、経験者(実務法曹家)こそがよくなしうる作業であることも確かである。

ところで、先に(教育過重負担?から)余儀なく残された研究課題とのべたが、勿論それだけでなく、先生において研究課題が残されているという自覚は、その課題達成の程度が主観的にも客観的にも未だ不十分であるという状況認識からきているのではないだろうか。そして、この不十分であるという認識が実務法曹家(弁護士)としての立場からつよく形成されているのではないだろうか。直截にいえば、従前主として《憲法訴訟》の代理人であったという先生のキャリア・経験からきているのではないかということである。つまりあれこれの具体的な憲法訴訟 — 通例、原告=国民側が提起する違憲判断請求 — の殆どが棄却・敗訴という結果になっていることへの忿懣、打開への模索、訴訟論から運動論に及ぶ総合的根本的な活性化論の創造へとといった欲求が根底にあるということである。

憲法訴訟論 — 憲法訴訟の当事者適格から違憲合憲判断の要件論あるいはその基準論、憲法判断回避の是非論、裁判所の憲法判断(憲法判例)の

論理構造分析、司法の積極主義・消極主義といった裁判所の違憲審査権の態度評価論など、比較的訴訟技術論ないし手続論という性格をもち、憲法訴訟の緻密化・明確化（筋道立てて展開させていくこと）を追求している議論——にこの間精力的に取り組まれ相次いで業績を著されているのも、そのような欲求の発露ではないかとおもう。

その業績の一つにおいて、わが国憲法訴訟の実情に対する先生の舌鋒をみることができる。

「一方で司法消極主義の立場を頑なに守りつつ、他方では憲法判断を積極的に展開して、どちらにせよ現実の政治部門の方針に法的支持をあたえつづけてきたわが最高裁の姿勢に対しては、国際的にもきびしい批判が早くから加えられており、・・・このような恥ずべき状態から一日も早く脱け出すためには、なにはともあれ、裁判所自身が憲法によって付託された重大な任務——違憲審査制の確立とそれを通じての人権保障、憲法政治の実現——を改めて自覚し、その目的達成に必要とあらば政治部門と対立しても違憲判決を辞さないとする司法審査制の原点（端的に言えば司法積極主義）に立ち返ることが、まずは必要である。」（『司法の積極主義と消極主義』、『講座憲法訴訟』第3巻、219～220頁）。

とくに弁護士はその職業柄裁判所への思い入れが殊の外つよいといえる。裁判所の法廷が弁護士活動の本舞台となっている日常感覚、正義実現・人権保障・権利救済といった自身の目標・課題を裁判所の役割のうちに重ね合わせ、裁判所の可能性を信ずるほどの期待感——一種の自己投影——に由来している。

はたして国家権力に組込まれている裁判所、政治・行政部門に捕捉されている裁判所が国民のための人権保障・権利救済の役割を果たすものなのか？、果たすというのはいかなる根拠にもとづくのか？、条件しだいか？、議会にもその役割は負わせられないのか？、といった揶揄を投げたくなるほど弁護士の裁判所への思いはつよい。それだけに裁判所の〈職責放棄〉〈機能不全〉に対する弁護士の苦悩、不審、忿懣は、裏切られたという

思いも重なって、一般市民の比ではないであろう。

新井先生の場合も、単なる訴訟実務の便宜のためという感覚ではなく、裁判所のあるべき職責・機能の履行を希求して、かつその延長に正義実現・人権保障・権利救済の府としての存在を展望して、憲法訴訟論＝憲法訴訟の可能性探求に残されたエネルギーを投入しようとしているとみることができる。理論的にいえば、先生自身も明らかにしているように、憲法訴訟へのこだわりは、第一に、戦後の司法の果たしうる役割に広義の政治的機能が加わったこと（そこに戦前司法との決定的、歴史的な相違点があること）、第二に、議会や行政参加の面でも「憲法の実践」はもとより可能であり、むしろその方がオーソドックスであるが、議会や行政が「多数者支配」の下にあるときは、「少数者」の政治的、社会的要求を展開できる場として、司法の場は貴重であることの認識に発しているということができる。

憲法訴訟代理人としての長年の経験を熟成させた新井先生ならではの《憲法訴訟論》がそう遠くない日に上梓されるであろうと期待している。

以上に垣間見てきたところだけでも、われわれは先生の精神的強靱さ、思想的堅固さに驚嘆し感動すら覚える。いったい淵源はなにか？。上述の謎解きに残りの紙片を充てていこう。

『体験的憲法裁判史』の冒頭に「門出 1 なぜ弁護士を志したか」と題して、大学卒業頃に抱いた将来への期待や抱負が記されている。郷里高崎での「帰郷運動」のなかで地域の労働者から「いつも学生諸君から裏切られてきた」と言われたこと、1945年8月15日のひるさがりにみた母と姉の嗚咽の姿、という二つの体験からうけた衝撃のつよさ、そこから真実に《社会への奉仕・平和擁護の徒たらん》との信念を抱いた、だが、戦後数年にして始まった逆コースに「これと闘わずして、どこにわれわれの生き甲斐を見出だすことができようぞ、というのが、当時の私のかけ値なしの“思い”であった」と。「どしゃ降りのような、豪雨のような政治の後向き、逆回転が始まった。大転換を知らん顔をして通りすぎる事ができるかなという

のが当時の学生にのしかかってきた」と別のところでものべている。文字どおり時代の刻印をみる思いがする。同時に主体の鋭敏さ、感性の豊かさも看取される。謎解きのヒントは意外と人間的かつ歴史的なものである。

最後に、先生が筆者に語った弁護士と大学教員の比較、人文学部社会科学科についての感想をもって先生からのエールとしたい。

弁護士は、集団的、協同的関係を日常とし、個性を100%出していたのでは協同体が成立しない。いわば考えを抑制しながら、全体としての高まりを大事にしていく。現代型訴訟の必須条件である

といえる。

大学教員は、一人ひとりが知的作業に確固たるもの（アイデンティティ）をもっている。一人ひとりの強さ、堅さ、頑なさは弁護士の比ではない。共同研究活動が活発になると人間関係も研究もグレードアップするのでは。

茨城大学に招聘されて恩義にも名誉にも感じている。弁護士のなかには、特殊分野の研究実績により大学に登用されている方もいるが、実務経験が重視されて採用された私は例外ではないか。Open minded（社会的観察眼・評価能力）が人文学部は高いと思う。